

中間試案の取りまとめに向けた補足的な説明資料

1 中間試案の取りまとめの際には、試案に示された規律や考え方それ自体の当否を取りまとめるのではなく、そういった考え方や規律についてパブリックコメントの手続で国民一般の意見を聴くことの当否について御議論いただくことが想定される。そのため、試案の本文に「・・・ものとする。」という形で特定の改正提案が記載されているとしても、必ずしもそれが部会の中でコンセンサスがとられたものや多数派の意見であることを意味するものでもなく、また、【甲案】【乙案】といった両論併記がされているものについて、その記載の順序に何らかの優劣があるものでもないことを想定している。

なお、一部の項目においては、「・・・考え方について、引き続き検討するものとする。」などの文末表現が用いられている。これは、現時点までに十分に具体性のある特定の改正提案をまとめることができなかつたものであるが、一定の方向での考え方に基づいた改正の是非について今後の審議で引き続き検討することを意味するものである（パブリックコメントでは、そこに示された考え方の是非についても意見を募集することが想定される。）。

2 また、中間試案を公表し、パブリックコメントの手続を実施する際にも、中間試案の補足説明をあわせて公表されることとなるが、これは、事務当局である法務省民事局（参事官室）の責任において、試案の趣旨等を補足的に説明する目的で作成される資料であり、飽くまでも試案についての検討を加える際の参考資料にすぎず、それ以上の意味を持つものではないものと位置付けられる。